

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 15 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ミズノ セツビ
 株式会社 水野設備

住所 〒633-0245 宇陀市榛原笠間2182番地

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ミズノ 水野 博巳 印

電話番号 0745-82-0406

FAX番号 0745-82-6678

メールアドレス mizset@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2年 4月 15日

申請者 氏名又は名称 **ミズノセツビ**
株式会社 水野設備

住 所 〒633-0245 宇陀市榛原笠間2182番地

代表者氏名 代表取締役 **ミズノ ヒロミ** 水野 博巳

電話番号 0745-82-0406



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 ミズノ ヒロミ 水野 博巳	取締役 ミズノ ダイスケ 水野 大輔
取締役 ミズノ カズコ 水野 一子	監査役 ミズノ チヨコ 水野 知代子
取締役 ミズノ ツタコ 水野 津多子	
事業の範囲	上下水道工事の設計、施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 水野設備 ミズノセツビ
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0245 住所 宇陀市榛原笠間2182番地 電話番号 0745-82-0406 FAX番号 0745-82-6678 メールアドレス mizset@kcn.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水野 博巳 ミズノ ハロミ	第48347号
武田 清和 タケダ キヨトシ	第48376号
吉村 泰和 ヨシムラ ハヤカズ	第266285号
水野 大輔 ミズノ ダイスケ	第303182号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係)

機械器具調書

令和 2 年 4 月 10 日 現在

No.1

(注) 種別の「欄」には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表(水道法施行規則第18条関係)

機械器具調書

令和 2年 4月 10日 現在

No.2

種別	名称	型式、性能	数量	備考
その他	コンプレッサー 発電機	エアーマン防音型 PDS90S スズキSV 2000L ワキタHPG 3000i シンダイワEGR 2600 ミカサEH09	1 1 1 1 3	
	ランマ プレート	メイホウRM-60S・40 メイホウRM-80	各 1 2	
	エンジンカッター	シンダイワECD 757	1	
	旋盤機	エレクトロニクス 680PK3 レッキス 20・50・150A	各 1 各 1	
	穿孔機	アワダ 10A・MCC手切用 タブチ 自動	1 1	
	挿入機	タブチ 手動	3	
	コンクリートカッター	タブチ ミカサMCD-218DX ミカサMCD-L12	1 1	
	普通車		2	
	軽四		1	
	ダンプ	4t	1	
	"	2t	3	
	軽ダンプ		3	
	ユニック	4t	1	
	パワーゲート		1	
	バックホー	0.1・0.05・0.02	各 1	

(注) 種別の「欄」には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2年 4月 15日

申請者

氏名又は名称 株式会社 水野設備

住 所 宇陀市榛原笠間2182番地

代表者 氏名 代表取締役 水野 博巳



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原笠間2182番地
株式会社水野設備

会社法人等番号	1500-01-009994	
商 号	株式会社水野設備	
本 店	<u>奈良県宇陀市榛原区笠間2182番地</u>	平成18年 1月 1日変更
		----- 平成18年 1月 4日修正
	<u>奈良県宇陀市榛原笠間2182番地</u>	平成23年 4月 1日変更
		----- 平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成3年3月25日	
目的	1. 上下水道工事の設計、施工 2. 一般土木建築工事業 3. さく井工事業 4. 空調設備、給排水衛生設備設計施工 5. 住宅設備機器販売 6. 農業用機器販売 7. 消防設備工事 8. 福祉用具及び介護用品の販売、賃貸 9. 前各号に付帯または関連する一切の事業 平成18年 3月20日変更 平成18年 3月22日登記	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

奈良県宇陀市榛原笠間2182番地
株式会社水野設備

役員に関する事項	<u>取締役</u> 水野 博巳	平成23年10月31日重任 平成23年11月 8日登記
	取締役 水野 博巳	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	<u>取締役</u> 水野 一子	平成23年10月31日重任 平成23年11月 8日登記
	取締役 水野 一子	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	<u>取締役</u> 水野 津多子	平成23年10月31日重任 平成23年11月 8日登記
	取締役 水野 津多子	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	<u>取締役</u> 水野 大輔	平成25年 9月30日就任 平成25年11月 5日登記
	取締役 水野 大輔	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	<u>奈良県宇陀市榛原笠間2182番地 代表取締役</u> 水野 博巳	平成23年10月31日重任 平成23年11月 8日登記
	奈良県宇陀市榛原笠間2182番地 代表取締役 水野 博巳	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	<u>監査役</u> 水野 知代子	平成28年 7月31日就任 平成28年 9月28日登記
	監査役 水野 知代子	平成29年10月31日重任 平成29年11月21日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成29年11月21日登記

奈良県宇陀市榛原笠間2182番地
株式会社水野設備

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年8月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和2年1月31日

奈良地方法務局桜井支局

登記官

藤井米次



定 款

株式会社 水野設備

株式会社 水野設備 定款

第1章 総則

第1条【商号】
当会社は、株式会社 水野設備と称する。

第2条【目的】
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 上下水道工事の設計、施工
2. 一般土木建築工事業
3. さく井工事業
4. 空調設備、給排水衛生設備設計、施工
5. 住宅設備機器販売
6. 農業用機器販売
7. 消防用設備工事
8. 福祉用具及び介護用品の販売、賃貸
9. 前各号の附帯または関連する一切の業務

第3条【本店の所在地】
当会社は、本店を奈良県宇陀市榛原に置く。

第4条【公告方法】
当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

第5条【発行可能株式総数】
当会社の発行可能株式総数は、240株とする。
② 当会社の株主は、新株について引受権を有する。

第6条【株式の記名式及び株券の種類】
当会社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券・10株券
100株券及び500株券の4種類とする。

第7条【株券不所持の申出】
株主がその株式につき、株券の所持を欲しない旨の申し出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。
ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

第8条【名義書換】
株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による
請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。
1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面
及び株券

第9条【株式の譲渡制限】
当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第10条【質権の登録及び信託財産の表示】

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は抹消についても同様とする。

第11条【株券の再発行】

株券の分割・併合・汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

第12条【手数料】

定款第8条・第10条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第13条【基準日】

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日以後に募集株式の発行等・吸収合併・株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主として定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第14条【株主の住所等の届出】

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときもその事項につき同様とする。

第3章 株主総会

第15条【招集】

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、隨時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。

第16条【招集手続の省略】

株主総会は、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第17条【議長】

当会社の株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故、もしくは支障があるときは、予め定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第18条【決議の方法】

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権数の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第19条【決議の省略】

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

- ② 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

第20条【株主総会議事録】

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役・取締役会・代表取締役

第21条【取締役の員数】

当会社の取締役は、1名以上とする。

第22条【取締役の選任及び解任】

当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
③ 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によつて行う。

第23条【取締役の任期】

取締役の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第24条【取締役の報酬等】

取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第25条【代表取締役及び役付取締役】

取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役1人を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

② 代表取締役は、社長とする。

第26条【業務執行】

社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

第27条【取締役会の設置】

当会社は、取締役会を置く。

第28条【取締役会の招集】

取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

第29条【取締役会の決議の方法】

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第30条【取締役会の決議の省略】

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができると取締役の全員が書面により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第31条【取締役会議事録】

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作り、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第5章 監査役

第32条【監査役の設置及び権限】

当会社は監査役1名以上を置く。ただし、監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

第33条【選任及び解任の方法】

監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 監査役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によつて行う。

第34条【監査役の任期】

監査役の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

第35条【監査役の報酬等】

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第6章

計

算

第36条【事業年度】

当会社の事業年度は、毎年8月1日より翌年7月31日までの年1期とする。

第37条【剰余金の配当】

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第38条【剰余金の配当の除斥期間】

剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 剰余金の配当による未払金については、これに利息を賦さない。

第7章

附

則

第39条【その他】

本定款に規定のない事項は、すべて商法(会社法)その他の法令の定めるところによるものとする。

平成18年10月31日開催の定時株主総会において変更承認可決

本定款は、現行定款の写しに相違ないことを証明する。

2.4.10

奈良県宇陀市棟原笠間2182番地

株式会社水野設備

代表取締役

水野博巳



第四八三四七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 水野博巳

昭和三十二年十一月三十日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第四八三七六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

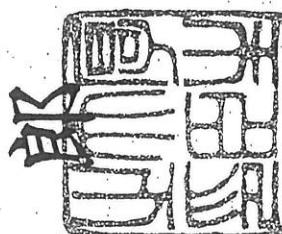
氏名 武田清和

昭和四十四年十二月二十一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六六二八五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村泰和

昭和二十九年一月七日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年一月二十九日

厚生労働大臣 小宮山

洋子



第三〇三一八二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 水野大輔

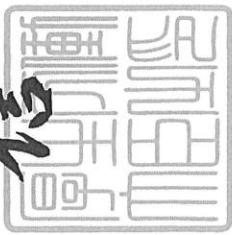
昭和五十八年九月十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝彦



事業所等所在図

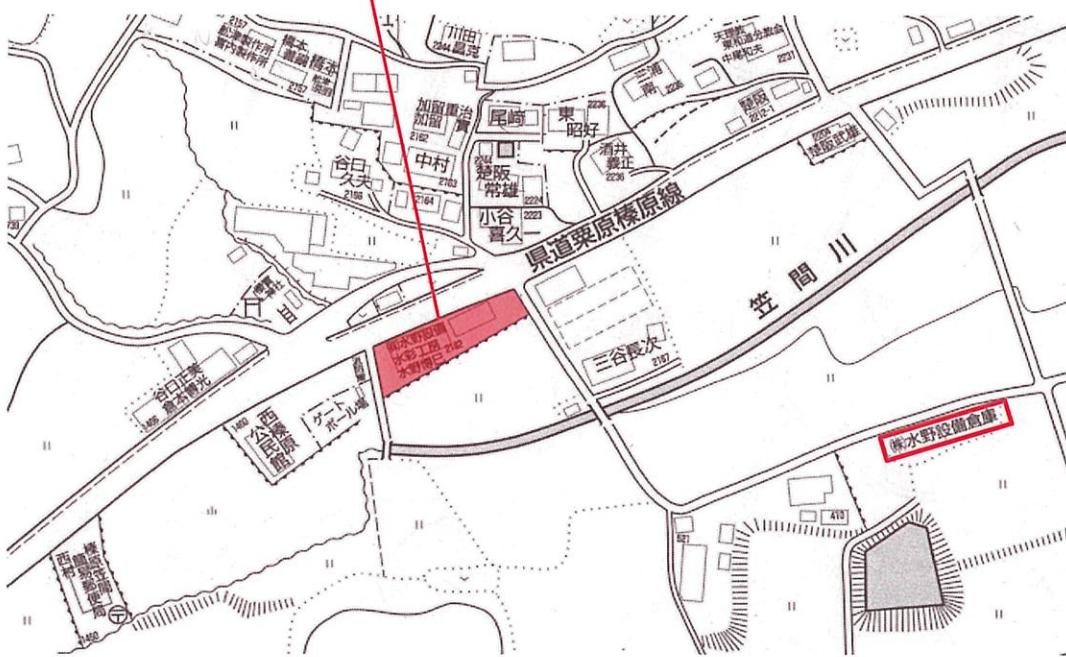
奈良県宇陀市榛原笠間2182

申請者 株式会社 水野設備

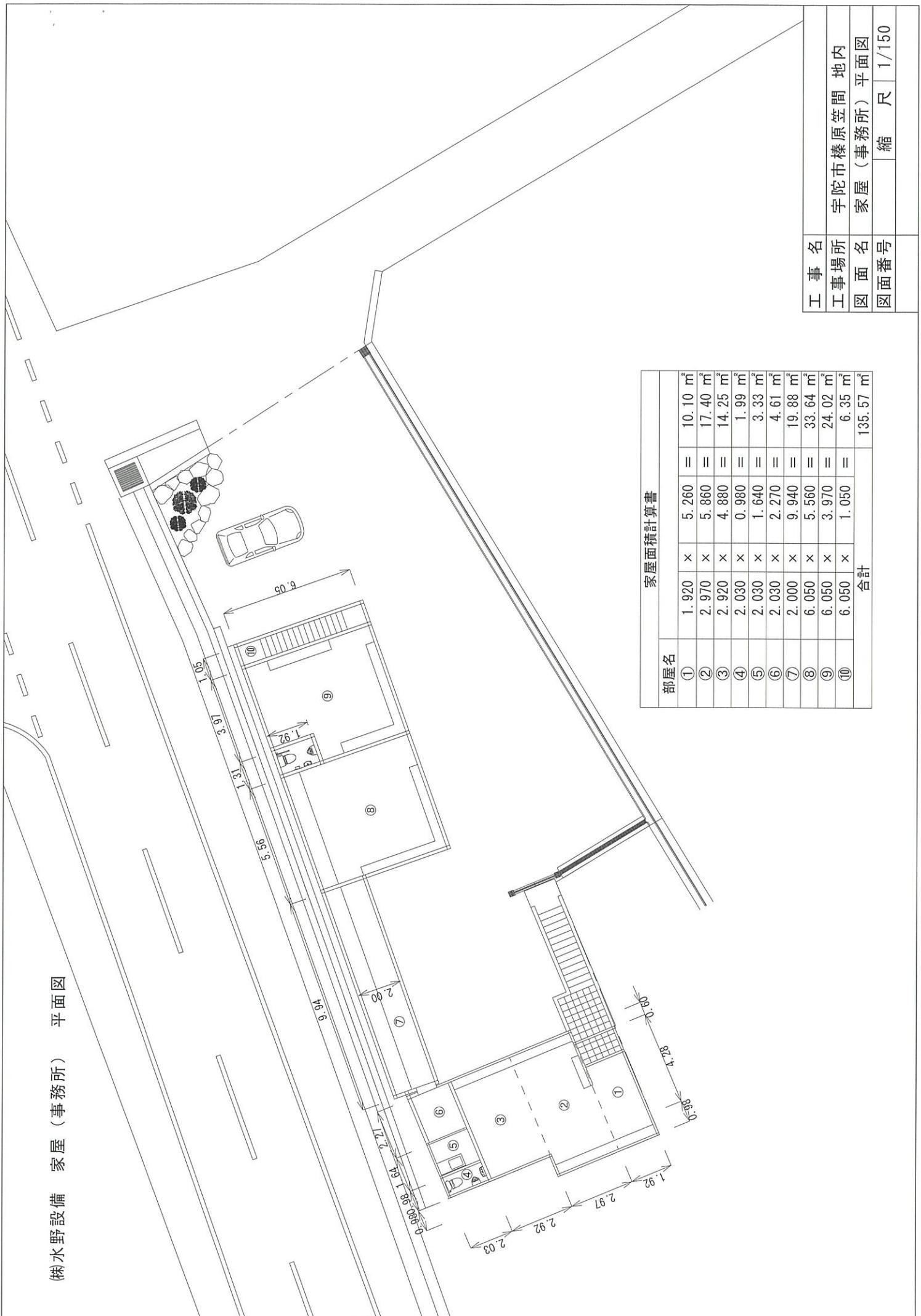
1 事業所等の所在図



2 付近見取図



(株)水野設備 家屋(事務所) 平面図





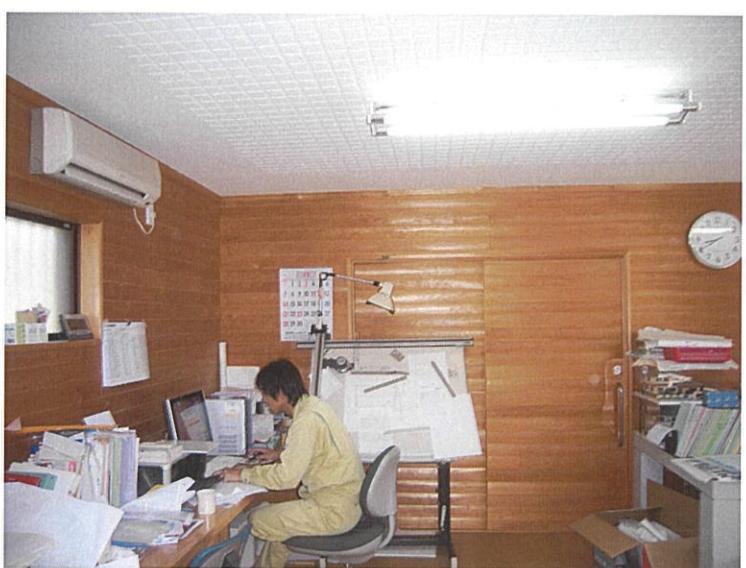
事務所全景



事務所入口



事務所内



事務所内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 4 月 15 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ ミズノ セツビ
 株式会社 水野設備

住所 〒633-0245 宇陀市榛原笠間2182番地

代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ミズノ 水野 博巳 印

電話番号 0745-82-0406

FAX番号 0745-82-6678

メールアドレス mizset@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2年 4月 15日

株式会社 水野設備

〒633-0245

届出者 宇陀市榛原笠間 2182 番地
代表取締役 水野 博巳



選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解任の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 水野設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
水野 博巳	第 48347 号	
武田 清和	第 48376 号	
吉村 泰和	第 266285 号	
水野 大輔	第 303182 号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第四八三四七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 水野博巳

昭和三十二年十一月三十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第四八三七六号

給水装置工事主任技術者免狀

本籍 大阪府

氏名 武田 清和

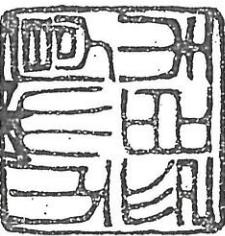
昭和四十四年十二月二十一日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の

規定により給水装置工事主任
技術者免狀を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



第二六六二八五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村泰和

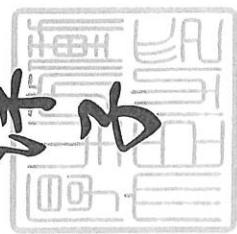
昭和二十九年二月七日生

水道法(昭和二年法律第二十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山

洋子



第三〇三一八二号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

氏名 水野大輔

昭和五十八年九月十日生

水道法(昭和二年法律第二百七十七号)の
規定により給水装置工事技術者
免状を交付する。

令和二年二月七日

厚生労働大臣

加藤勝信

